

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2012年2月16日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFと共に策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。FATFはこのプロセスの一環として、更にその他の国・地域の初期的検証を開始しており、その成果を今年中に提示する予定である。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの実施を要請する。FATFはこれらアクションプランの実施を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇意とする。

FATFは、2012年2月16日に改訂FATF勧告「資金洗浄・テロ資金供与・拡散金融対策についての国際基準」を発表したが、一方では2003年の40+9のFATF勧告に基づいて対象国・地域を審査している。そのため、この文書で個々の勧告や特別勧告(勧告I、特別勧告II等)について言及した場合、それは2003年の40+9のFATF勧告のことを指す。

アルジェリア

2011年10月、アルジェリアは、FATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する法律の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せており、しかし、この法律制定があまりに近時の措置であった

ため、FATF は未だ法律を審査していない。FATF はこの法律を今後審査するが、いずれにせよ、同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告 I 及び特別勧告 II)、②テロリスト資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告 III)、③顧客管理措置の改善及び拡大、そして全ての金融機関に適用されることの確保(勧告5)、④特に運営の自律性や、情報へアクセス及び請求する権限に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)及び⑤適切な司法共助法制の実施の強化と履行(特別勧告 V)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

アンゴラ

2010 年6月、アンゴラは FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011 年 10 月以降、同国は、新たな資金洗浄・テロ資金供与対策法の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せてている。しかし、FATF はある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告 II)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、及び③テロリスト資産を遅滞なく特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告 III)を含む、欠陥に対処するよう取組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

アンティグア・バーブーダ

2010 年 2 月、アンティグア・バーブーダは FATF 及び CFATF(カリブ諸国 FATF 型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011 年 10 月以降、同国は、監督プログラムの手順策定の終了、協同組合の登録と規制に関する進捗を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せてている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、全体的な監督枠組みの改善の継続(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

アルゼンチン

2011年6月、アルゼンチンは FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、テロ資金供与の犯罪化を大きく進展させる法律の施行と、保険・証券・不動産業、協同組合、共済組合、における厳格な顧客管理措置に係る金融情報機関規定の発令、を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の犯罪化に関し残存する欠陥への対応(勧告1)、②資金洗浄に関する資金を没収するための適切な手続きの履行の構築及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(勧告3及び特別勧告Ⅲ)、③金融の透明性の強化(勧告4)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築と、疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13、特別勧告IV及び勧告26)、⑤全ての金融セクターに対する、資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの更なる強化(勧告17、23及び29)、⑥顧客管理措置の更なる改善及び拡大(勧告5)及び⑦国際協力のための適切なチャネルの構築及び効果的な履行の確保(勧告36、40及び特別勧告V)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意にする。

バングラデシュ

2010年10月、バングラデシュは FATF 及び APG(アジア・太平洋 FATF 型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年10月以降、資金洗浄防止に関する規則 2012、テロ対策法改正規則 2009、刑事的事案における法律上の相互援助に関する規則 2012 の発令を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。加えて同国は、税の自主的納付プログラムの見直しを行った。これにより、税の自主的納付プログラムは無効となり、2011年10月全体会合後の議長サマリーにおける声明で表明された、同プログラムに対する FATF の懸念は対処された。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、⑤疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13及び特別勧告IV)及び⑥国際協力の改善(勧告 36、39 及び特別勧告V)、⑦税の自主的納付遵守プログラムに

に関する義務を含んだ、資金洗浄・テロ資金供与対策の履行義務を効果的に拡大適用するために、証券仲介業者に向けたガイダンスの発行(勧告 5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

ブルネイ・ダルサラーム

2011 年6月、ブルネイ・ダルサラームは、FATF 及び APG と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告 II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告 III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの構築及び履行(勧告3)、④疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13及び特別勧告 IV)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑥適切な司法共助法制の実施の強化と履行(勧告 36 及び特別勧告 V)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

カンボジア

2011 年6月、カンボジアは、FATF 及び APG と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告 II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告 III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告 26)及び⑤クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び実施(特別勧告 IX)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

キルギス

2011年10月、キルギスはFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金

洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し追跡し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手段の構築及び履行(勧告3)、④全ての金融機関に対する効果的な顧客管理措置の構築(勧告5)及び⑤全ての金融セクターに対する、十分かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意にする。

モンゴル

2011年6月、モンゴルはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年10月以降、金融情報機関と監督当局のさらなる能力向上を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せてている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)、④疑わしい取引の届出の提出要件の改善(勧告13及び特別勧告IV)及び⑤金融サービス業者の効果的な規制の実施を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意にする。

モロッコ

2010年2月、モロッコはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪範囲の拡大、顧客管理措置の拡大に関する条項の改正や金融情報機関の運営に関する措置を取るなど、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告II)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。

ナミビア

2011年6月、ナミビアはFATF及びESAAMLG(東南部アフリカFATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守に係る金融機関への監督の改善及び罰則規定を持つ中央銀行規定の発令を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③十分な権限を伴った、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行(勧告23及び29)、④特に金融情報機関の運営の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策の不遵守に取り組むための効果、バランスかつ抑止力を備えた制裁措置の実施(勧告17)及び⑥1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の実施(特別勧告Ⅰ)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

ネパール

2010年2月、ネパールはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行(勧告3)、④適切な司法共助法制の実施の強化と履行(勧告36)、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑥資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設(勧告13及び特別勧告Ⅳ)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを

示した。以降、同国は、マイクロファイナンス業を規制するための法律の施行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せてている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①特に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存条件の構築(勧告5及び10)、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設(勧告13及び特別勧告IV)、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行(勧告23)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

スーダン

2010年2月、スーダンはFATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年10月以降、同国は、銀行への検査プログラムの導入を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せてている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)及び③資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための効果的な監督プログラムの確保(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

タジキスタン

2011年6月、タジキスタンはFATF及びEAGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2011年10月以降、同国は、FATFにより2011年2月に表明された税の自主的納付プログラムについての懸念への対応及び金融情報機関の機能性と独立性の向上を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せてている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告II)、②資金洗浄及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切

な手続きの構築及び履行(勧告3及び特別勧告III)、③金融の透明性の強化(勧告4)、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築の確保及び疑わしい取引の届出義務の改善(勧告13、特別勧告IV及び勧告26)及び⑤顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意にする。

トルクメニスタン

2010年6月、トルクメニスタンは FATF 及び EAG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、テロ資金供与と資金洗浄を犯罪化する法律の承認、顧客管理措置を改善するための立法措置を講じ、テロリスト資産を凍結するための法的枠組みの構築、金融情報機関の創設への取組を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を示している。FATF は、かつて FATF によって特定された欠陥に対処するために求められた改善及び取組の履行過程を確認するため実地調査を行う。

トリニダード・トバゴ

2010年2月、トリニダード・トバゴは FATF 及び CFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続きの実施(特別勧告III)及び②監督権限を有し、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するよう取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意にする。

ベネズエラ

2010年10月、ベネズエラは FATF 及び CFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の改正法案の国会による承認を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残

存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築(勧告26)、④全てのセクターのための適切な顧客管理ガイドラインの履行(勧告5)及び⑤資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の構築(勧告13及び特別勧告Ⅳ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する戦略上重大欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエはFATF及びESAAMLGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識向上と遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、⑤適切な司法共助法制の実施の強化と履行(特別勧告Ⅴ)及び⑥1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための法もしくはその他手段の改正及び実施(特別勧告Ⅰ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

ホンジュラス

FATFは、ホンジュラスの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、2010年2月にFATFにより特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントをおおむね達成したことを認識する。従って、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をCFATFと協働して継続するとともに、資金洗浄・テロ資金供与対策体制を更に強化する。

パラグアイ

FATFは、パラグアイの資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、2010年2月にFATFにより特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントをおおむね達成したことを認識する。従って、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応、とりわけ特別勧告VIと特別勧告IXの履行強化をGAFISUD(南米FATF型地域体)と協働して継続していく。

十分な進捗を示していない国・地域

(仮訳)

FATFは、以下の国・地域がFATFと合意されたアクションプランに関し十分な進捗を示したとは、未だ評価していない。アクションプランの大部分の事項、及びないし又は、アクションプランの事項の過半数は対応されていない。仮にこれらの国・地域が2012年6月までにアクションプランの大部分を履行するために十分な取組を行わない場合には、FATFはこれらの国・地域を、合意されたアクションプランを遵守しない国として特定し、加盟国に対してこれらの国・地域に関する欠陥から生じるリスクを考慮するよう求めるとの追加的な措置をとる。

エクアドル

エクアドルは、テロ資金供与対策法の改正法案の国会提出を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。FATF及びGAFISUDと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF及びGAFISUDと協働し、①テロ資金供与の適切な犯罪化の確保(特別勧告II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告III)、③資金洗浄に関する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)及び④金融セクターの監督に関する調整の強化と改善(勧告23)を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの実施へ取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続をすること及び近時に国会提出されたテロ資金供与対策関連法の成立を懇願する。

フィリピン

フィリピンは、大統領認定の緊急法案として、上院にて審議中である資金洗浄・テロ資金供与に関する二つの法案があるなど、資金洗浄・テロ資金供与対策システムの改善に努めている。同国は、FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定、凍結し、資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(特別勧告Ⅲ及び勧告3)、③金融における透明性の強化(勧告4)及び④疑わしい取引の届出義務の適用対象機関の拡大(勧告12及び勧告16)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施へ取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。特にFATFは、同国が、審議中の資金洗浄・テロ資金供与対策体制に係る法案を成立することを強く懇意する。

ベトナム

ベトナムは、資金洗浄に関して強制力のある大臣間決定文書を発令している。FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、FATF 及び APG と協働し、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告 I 及び特別勧告 II)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築、履行(特別勧告Ⅲ)、③勧告2に従い法人を刑事責任の対象にすることないし、これでできない憲法上の根拠の提示、④全体的な監督枠組みの改善(勧告 23)、⑤顧客管理措置及び疑わしい取引の届出条件の改善及び拡大(勧告 5、13 及び特別勧告IV)及び⑥国際協力の強化(勧告 36 及び勧告 40)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施に取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意する。

イエメン

イエメンは FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示したにも関わらず、同国はそのアクションプランの履行において十分な進捗を示しておらず、あ

る一定の戦略上重大な欠陥が残存している。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告Ⅰ及び特別勧告Ⅱ)②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③特にテロ資金供与に関する、金融機関の疑わしい取引の届出義務遵守を確保するための、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視及び監督能力の発展(勧告23)及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの実施へ取り組むべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を懇意とする。

(以 上)